

○特定遊興飲食店営業の相続の承認

(第 31 条の 23)

改正 平成 29 年 3 月 22 日 令和元年 12 月 14 日

令和 3 年 3 月 26 日

審査基準

令和 3 年 3 月 26 日作成

法令名	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(風俗営業等適正化法)
根拠条項	第 31 条の 23 において準用する第 7 条第 1 項
処分の概要	特定遊興飲食店営業の相続の承認
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	風俗営業等適正化法第 31 条の 23 において準用する第 7 条第 3 項において準用する第 4 条第 1 項(承認の基準) 風俗営業等適正化法施行規則第 1 条(相続承認申請書の提出)、第 6 条(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)、第 74 条の 2 において準用する第 6 条の 2(心身の故障により特定遊興飲食店営業の業務を適正に実施することができない者)、第 81 条において準用する第 13 条(特定遊興飲食店営業の相続の承認の申請)
審査基準	風俗営業等適正化法第 31 条の 23 において準用する第 4 条第 1 項第 3 号 この規定に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注 1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げるものをいう。 注 2 暴力的不法行為等とは、風俗営業等適正化法施行規則第 6 条に掲げるものをいう。
標準処理期間	30 日
申請先	営業所を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室
決裁区分等	警察署長

備考	法令の規定の解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和2年12月28日警察庁生活安全局）第13及び第25を参照すること。
----	---